

令和6年度
重要事項説明書

学校法人本願寺山口学園
認定こども園山口中央幼稚園

学校法人本願寺山口学園

認定こども園山口中央幼稚園 重要事項説明書

1. 事業者

法人名	学校法人本願寺山口学園
代表者氏名	理事長 西本 浩二
施設の所在地	山口県山口市中央四丁目2番2号
施設の電話番号	083-922-5844

2. 施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園						
名称	認定こども園山口中央幼稚園						
所在地	山口県山口市中央四丁目2番2号						
電話番号	083-922-5844						
施設長氏名	園長 萩嶺 貴恒						
利用定員（年齢別）		0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 児	5歳 児
	1号 定員	-	-	-	44 人	44 人	44 人
	2号 定員	-	-	-	16 人	16 人	16 人
	3号 定員	6 人	12 人	12 人	-	-	-

3. 施設の目的

学校法人本願寺山口学園が設置するこの認定こども園山口中央幼稚園（以下「当園」という。）は、幼稚園型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、宗教的な情操を加味して、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

4. 運営の方針

- (1) 当園は、浄土真宗本願寺派(西本願寺)に属し、親鸞聖人のみ教えを教育理念として、浄土真宗の教えに基づいた宗教的情操教育(まことの保育)を実践するよう努めるものとします。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとします。
- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
- (5) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとします。
- (6) 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令・通知等を遵守し事業を実施するものとします。

5. 施設・設備の概要

敷地面積		1,811(うち園庭 791.1) m ²
園舎	構造	鉄骨造2階建
	延床面積	1,042.67 m ²
施設の内容	1階	3歳児保育室(2クラス)、4歳児保育室(2クラス)、 5歳児保育室(1クラス)、事務室、保健室、 幼児用・大人用トイレ、調理室、教材室、倉庫等
	2階	遊戯室、5歳児保育室(1クラス)、 0歳児保育室(乳児室)、1歳児保育室(ほふく室)、 2歳児保育室、幼児用・大人用トイレ

6. 職員体制

園長：1名、副園長：1名、主幹教諭：1名、教諭・保育士：36名、事務職員：2名、

通園バス運転手：2名、園医(嘱託)：1名、歯科科医(嘱託)1名、

学校薬剤師(嘱託)1名 ※令和5年8月26日時点

(1) 当園では、山口県及び山口市の定める認定こども園等に係る条例及び基準を遵

守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置している。

なお、入所園児数等によっては、上記の職員数が異なることがあります。

(2) 次年度は教諭・保育士：36名以上の予定です。

7. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 入園資格

- ① 0歳(8ヶ月～)から3歳未満の保育の必要な乳幼児(「3号認定子ども」)
- ② 満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの保育の必要な幼児(「2号認定子ども」)
- ③ ②以外の満3歳以上小学校の始期に達するまで幼児(「1号認定子ども」)
- ④ ③のうち、②の要件を満たす満3歳以上小学校の始期に達するまで幼児(「新2号認定子ども」)

《保育認定について》

※当園に入園するには、居住市町村による認定が必要です。認定は保護者の就労状況等によって、変わります。居住市町村から支給された認定によって、利用可能日や保育料(無償化対象外の3号認定のみ)が異なります。

- 1号認定:3歳以上で、常時保育を必要としない園児の場合
※保護者が共に働いていない方等
- 新2号認定:1号認定の3歳以上で常時保育を必要とする園児の場合
※保護者が共に働いている(1ヶ月64時間以上)方等
※預り保育無償化(限度額有)
- 2号認定:3歳以上で、常時保育を必要とする園児の場合
※保護者が共に働いている(1ヶ月64時間以上)方等
- 3号認定:3歳未満児で、常時保育を必要とする場合
※保護者が共に働いている(1ヶ月64時間以上)方等
※「常時保育を必要とする」とは、保護者が子どもを日中保育できない事由があることです。

★詳しくは、市にお問合せください。

《2号・3号認定子どもの保育時間》

居住市町村による認定を受ける際、2号・3号を希望される方は主に下記の条件によって保育時間が異なります。

- 短時間……保護者が共に1ヶ月に64時間以上働いている方
- 標準時間……保護者が共に1ヶ月に120時間以上働いている方

(保護者が1人の場合は、「共に」を除けて読む)

※病気・障がい等の理由によっても、保育時間は変わります。

★詳しくは、市にお問合せください。

※1号認定子どもの入園は、当園が決定します。2号・3号認定子どもは、入所園を市が決定します。尚、2号認定子どもの資格があっても、1号・新2号認定子どもになることができます。

(2) 選考・入園方法

【1号・新2号認定子ども】

- 入園希望の方は、当園所定の入園願書に入園受入準備金を添えてご提出いただきます。その後、当園から保護者の方に入園許可証を交付し、当園から市役所に認定を申請し、当園を通じて市役所から認定書の交付があり入園となります。(新2号の申請は別途お伝えをいたします。)
- 1号・新2号認定希望があった場合は、以下の条件を考慮し受け入れます。
 - ①在園児・卒園児のきょうだいである場合
 - ②山口北組の浄土真宗本願寺派の寺院子弟、及びその寺院の現門徒総代の家族にいる幼児である場合
 - ③教職員の家族である場合
- 1号・新2号認定子どもの定員総数を越える利用の申込があった場合は、抽選等の当園の教育理念に基づく選考等を、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。
- 定員の空きが出た場合は、状況を鑑み随時受け入れます。

【2号・3号認定子ども】

- 施設利用希望者が直接市役所に申請し選考後、当園所定の入園願書をご提出いただき入園が決定します。

(3) 退園、休園、転園及び修了

- 退園又は休園、転園する場合は、所定の様式にその理由と時期を記し保護者から園長に届け出てください。
- 毎月の各種納付金を3ヵ月以上滞納の場合、退園させることがあります。
- 利用者が以下の場合は、幼児教育・保育の提供を終了いたします。
 - ①園児が小学校に就学したとき
 - ②子ども・子育て支援法第24条第1項第2号または第3号の規定により、支給認定が取り消されたとき
 - ③その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

8. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号・新2号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
登園時間	8時30分～9時30分	
教育標準時間	10時00分～14時00分	
降園時間	14時00分～14時59分	
幼稚園型一時預かり (予約制・希望者のみ)	保育時間	早朝 7時30分～8時29分
		夕方 14時00分～18時00分
長期休業(弁当持参) (午前) 7時30分～13時 8時30分～13時 ※12時30分から13時までに降園 (午後) 12時30分～18時00分 ※12時30分から13時までに登園 ※下記記載の2号認定児休業日・家庭協力日は実施いたしません。		
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日・その他園長が特に定める日	
	学年始休業(自 4月 1日～至4月 7日)	
	夏季休業(自 7月21日～至8月31日)	
	冬季休業(自 12月24日～至1月 7日)	
春季休業(自 3月24日～至3月31日)		

※入園式後プレ保育期間、行事等の時は午前保育となります。

※災害時や緊急事態が発生した際は、臨時休業する場合があります。

※運動会等の行事は、土曜日(日曜日)に開催することがあります。

※新入園児の一時預かりは、始業式以降から利用できます。

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで (*0歳児クラスにおいては、土曜保育を行っておりません。)	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時00分
	保育短時間	8時30分～16時30分
延長保育	保育短時間	(朝) 7時30分～8時29分
		(夕) 16時31分～18時00分
開所時間	月曜日～土曜日	7時30分～18時00分
休業日 家庭協力日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日・その他園長が特に定める日	
	年度切替準備のための家庭協力日 3月31日・4月1日	
	盆 家庭協力日(自 8月13日～至8月15日)	
	年末年始休業日(自 12月29日～至1月 3日)	

※入園式後、一定期間慣らし保育を行います。

※災害時や緊急事態が発生した際は、臨時休業する場合があります。

※運動会等の行事は、土曜日(日曜日)に開催することがあります。

9. 提供する特定教育・保育の内容

当園は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成 29 年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）、保育所保育指針（平成 29 年告示）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育（第 12 条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）

(2) 送迎

対象園児の希望者については、園バスによる送迎を行います。

運行にあたっては、送迎時間等のご協力をお願いいたします。また、園バスを利用する場合は、別途利用者負担が必要となります。

(3) 食事の提供

1号・新2号認定子どもは、月曜日～金曜日。

2号・3号認定子どもは、月曜日～土曜日。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギーにおいては、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」を必ず提出いただき、原則除去食の対応となります。病院と同じような対応はできませんが、保護者の方と相談させていただきながら可能な限り対応させていただきます。

※1号・新2号認定子どもの午後の間食は、平日及び長期休業期間等の幼稚園型一時預かり利用者のみです。

(4) 子育て支援事業

子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 2 条各号のとおりとします。

(5) 延長保育事業

当園は、2号認定子ども・3号認定子どもの保育短時間認定の子どもについては 7 時 30 分から 18 時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行います。

(6) 幼稚園型一時預かり事業

当園は、7 時 30 分から 18 時まで、保護者が病気や出産、家族の看護などなどで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施します。

ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではありません。

(7) その他教育・保育に係る行事

10. 保育料等

(1) 利用料等について

利用料金(全園児・月額)				
	1号	新2号	2号	3号
保育料 (利用者負担額)	幼児教育の無償化に伴い無償			各家庭の市民税額によって 居住市町村が決定した額
教育充実費	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
給食費 *食材の高騰により、 右記の料金改定 の可能性あり	4,700円 主食:1,350円 副食:3,350円		7,800円 主食:1,600円 副食:4,000円 オヤツ代:2,200円	保育料に含む
PTA会費	300円	300円	300円	—

利用料金(対象園児のみ・月額)				
スクールバス協力費	往復:2,200円・片道:1,100円 ※利用回数に関わらず月額徴収			利用できません
預かり保育利用料 【通常保育】 7:30~8:30	100円 ×利用回数	1号と同額 ※月ごとに、 1日450円 ×利用日数 の金額と実 際に園に納 める利用料 総額を比較 し、低い金額 の方が無償 金額となり、 差額は、 実費負担。	—	—
預かり保育利用料 【通常保育】 14:00(12:30)~ 18:00	490円 おやつ代90円含 ×利用回数			
預かり保育利用料 【長期休業中】 7:30~13:00	500円 ×利用回数			
預かり保育利用料 【長期休業中】 8:30~13:00	400円 ×利用回数			
預かり保育利用料 【長期休業中】 12:30~18:00	590円 おやつ代90円含 ×利用回数			
延長保育利用料 7:30~8:30	—	—	短時間保育 2号認定児 100円×利用回数	短時間保育3号認定児 100円×利用回数
延長保育利用料 16:30~18:00	—	—	短時間保育 2号認定児 200円×利用回数	短時間保育3号認定児 200円×利用回数

利用料金(その他)				
入園受入準備金 (願書受付時)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
制服代(入園時)	実費負担			—
保育用品代(入園時)	実費負担			—
留意事項	その他、当園の利用において、通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担されることが適当と認められるもので園長が定める金額をご連絡し徴収することがあります。 (例:連絡帳代、遠足代等)			

(2) 支払方法について

月額保育料(利用者負担額)	口座振替 毎月 25 日引落し(土日祝の場合は翌営業日)
教育充実費	
給食費	
スクールバス協力費	
PTA会費	
預かり保育利用料	
延長保育利用料	
その他 (制服代等の実費負担)	

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	小泉小児科	中央歯科医院	山口市薬剤師会 所属
医院長名	小泉 明	伊藤和人	金子武揮
所在地	山口市大市町 3-51	山口市糸米 1-1-13	-
電話番号	083-922-0009	083-922-2813	

12. 緊急時の対応、健康診断、健康管理について

- ①園児が登園後、病状急変やケガ等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ早急に連絡いたします。
- ②園児が登園後、37.5 度以上の発熱があり元気がなく機嫌が悪い等、普段と様子が違う場合は、お迎えをお願いすることがあります。38.0度以上の発熱が認められた場合、速やかなお迎えのご連絡をさせていただきます。
- ③1号・新2号・2号認定子どもの健康診断として、内科健診と歯科検診を年に各1回実施します。(3号認定子どもは年に内科健診2回・歯科検診1回実施)
- ④各保育室に空気清浄機を設置しています。
- ⑤園児が伝染疾患等にかかり、他の園児に危害を及ぼす恐れがあると認めるときは、園児に対し、退園または休園をお伝えすることがあります。

13. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・危機管理マニュアルにより対応します。	
防災設備	・自動火災報知機	有
	・非常警報装置	有
	・ガス漏れ報知機	有
	・誘導灯	有
	・カーテン、建具等の防災処理	有

14. 安全対策について

- ①警察への直通非常通報装置の設置をしています。
- ②警備保障会社と契約を結び、夜間の防犯・監視を行っております。
- ③園内主要場所に防犯カメラを置き、職員室にて不審者侵入等の防犯監視を行っております。
- ④スクールバスに置き去り防止装置を法律に準拠し設置しています。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口について

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 園長または副園長・主幹教諭
相談・苦情解決責任者	電話番号 083-922-5844 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
ご利用時間	8:30~17:00
第三者委員	氏名 作間美江（役職・肩書等：民生委員）

受付方法：例）面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

16. 保険について

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 園児団体傷害保険 PTA総合保険
保険の内容	当園の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費・障がい見舞金又は死亡見舞金)が行われます。
費用	当園にて負担をしております。

●日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円]
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により、1級から14級に区分される)	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合 1,500万円]
死亡	突然死	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合 1,500万円]
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]

●園児団体傷害保険・PTA総合保険の補償内容と補償金額

保険種類	補償内容	補償金額
園児団体傷害保険	園管理下において、園児が傷害事故を負った時に	死亡・後遺障害:100万円 入院保険金:1,500円、通院保険金:1,000円
PTA総合保険	PTA行事への参加中に起きた事故の為に	死亡・後遺障害:275万円 入院保険金:3,000円、通院保険金:2,000円 対人賠償:1名/1事故:1億円/2億円 対物賠償:1事故/1年間:5,000万円 免責金額:対人・対物:各1,000円 保管物賠償:1名/年間:10万円/500万円